

誓約書

年 月 日

長 殿

氏名又は名称及び
代表者役職・氏名

私（当社又は当団体）は、下記事項について誓約します。これらが、事実と相違することが判明した場合は、催告なしでこの契約が解除されても一切の異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合は、賠償及び補償を求めず、一切私（当社又は当団体）の責任とします。

記

- 1 私（当社又は当団体）は、現在、次に掲げる者に該当せず、将来においても該当しません。
 - (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 過去3年間、次に掲げるいずれかに該当した者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した。
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った。
 - キ 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した。
 - (4) 愛知県から物品の製造請負又は買入れ、建設工事の請負、設計・測量・建設コンサルタント業務の受託、役務の提供その他の契約に係る資格停止措置（指名停止）を受けている者
 - (5) 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1の(7)に規定する排除措置を受けている者
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）又は使用人が、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(6)から(10)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
 - (12) (11)のほか役員等又は使用人が、上記(6)から(10)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- 2 私（当社又は当団体）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を始めとする各種法令を遵守します。
- 3 私（当社又は当団体）は、入札及び契約手続の後、本件業務の入札及び契約手続において取得した警察に関する情報が記録された文書（電子データを含む。）を速やかに破棄します。
- 4 私（当社又は当団体）は、本件業務に関し知り得た警察に関する情報を本件業務にのみ利用し、他の目的に使用しません。本件業務が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- 5 私（当社又は当団体）は、本件業務に従事する作業員に対し、在職中又は退職後においても、本件業務に関し知り得た警察に関する情報を漏洩しないよう周知徹底します。
- 6 私（当社又は当団体）は、上記誓約事項に関し、警察から説明を求められた場合は、速やかにヒアリングに協力します。下請業者に係るものについても同様とします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。